

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成24年5月31日(2012.5.31)

【公表番号】特表2011-525268(P2011-525268A)

【公表日】平成23年9月15日(2011.9.15)

【年通号数】公開・登録公報2011-037

【出願番号】特願2011-508533(P2011-508533)

【国際特許分類】

G 06 F 13/00 (2006.01)

G 06 F 17/30 (2006.01)

G 06 Q 30/02 (2012.01)

【F I】

G 06 F 13/00 5 4 0 P

G 06 F 17/30 3 4 0 A

G 06 F 17/60 3 2 6

【手続補正書】

【提出日】平成24年4月4日(2012.4.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

命令を含むコンピューター読み取り可能記憶媒体であって、電子デバイスに配置された1つ以上のプロセッサによって前記命令が実行されると、ユーザーのコミュニティよりアクセスされるメディア・コンテンツ・サービスから受信するメディア・コンテンツと相互作用する方法を前記電子デバイスに実行させ、前記方法が、

プレーリストの形態に配列された前記メディア・コンテンツを受信するステップであって、前記プレーリストが、前記メディア・コンテンツが前記電子デバイスによってレンダリングされる線形プログラミング・シーケンスを含み、特定の消費者に対し前記プレーリストをパーソナライズするために、ユーザーの前記コミュニティにおける活動と、特定の消費者の活動と、前記特定の消費者のソーシャル・グラフ内における前記メディア・コンテンツ・サービスの他の消費者であって前記特定のユーザーにより友人として特定されかつ前記特定の消費者を友人として特定した他の消費者の活動に基づいて、前記プレーリストが前記メディア・コンテンツ・サービスによってプログラミングされる、ステップと、

前記電子デバイスに前記受信したメディア・コンテンツを格納するステップと、ユーザー・インターフェースを提供するステップであって、該ユーザー・インターフェースにより前記特定の消費者が、前記メディア・コンテンツを再生し、前記メディア・コンテンツの友人からのレビューを読み、前記線形プログラミング・シーケンス内においてナビゲートするためのナビゲーション・コマンドを入力できるようにし、前記ナビゲートが、前記線形プログラミング・シーケンスにおいて前方に第1ポイントまでスキップすること、または前記線形プログラミング・シーケンスにおいて第2ポイントまで後に戻ることを含む、ステップと、

前記電子デバイスが、前記線形プログラミング・シーケンスにおける前記第1ポイントまたは前記第2ポイントのうちの少なくとも1つから前記メディア・コンテンツをレンダリングするように、前記ナビゲーション・コマンドを実行するステップと、

スキップされた前記プレーリスト中のメディア・コンテンツを、前記特定の消費者が嫌いなものとして特定するステップと、

前記特定の消費者が前記プレーリスト中のメディア・コンテンツをどのくらい頻繁にスキップできるかを制限するステップと、

を含む、コンピューター読み取り可能記憶媒体。

【請求項2】

請求項1記載のコンピューター読み取り可能記憶媒体であって、更に、前記特定の消費者に前記プレーリスト内の広告の再生を要求する前記メディア・コンテンツ・サービスの使用条件を強制するための命令を含む、コンピューター読み取り可能記憶媒体。

【請求項3】

請求項1または2に記載のコンピューター読み取り可能記憶媒体であって、更に、前記メディア・コンテンツに関するディジタル権利管理または使用許諾方式の制限を強制するための命令を含む、コンピューター読み取り可能記憶媒体。

【請求項4】

請求項1から3のいずれかに記載のコンピューター読み取り可能記憶媒体において、更に、前記ユーザー・インターフェースから、購入のためにメディア・コンテンツにフラグを立てるユーザー入力を受け入れるための命令を含む、コンピューター読み取り可能媒体。

【請求項5】

請求項4記載のコンピューター読み取り可能記憶媒体において、更に、前記購入を実行するための機能へのポータルを提供するための命令を含む、コンピューター読み取り可能記憶媒体。

【請求項6】

携帯メディア・プレーヤーであって、
ホスト・デバイスと通信するためのインターフェースであって、該インターフェースが
プレーリストの形態に配列されたメディア・コンテンツを前記ホスト・デバイスから受信し、前記プレーリストがユーザーのコミュニティよりアクセスされるメディア・コンテンツ・サービスによりプログラムされ、ユーザーの前記コミュニティにおける活動と、特定の消費者の活動と、前記特定の消費者のソーシャル・グラフ内における前記メディア・コンテンツ・サービスの他の消費者であって前記特定のユーザーにより友人として特定されかつ前記特定の消費者を友人として特定した他の消費者の活動とに基づいて、前記プレーリストが前記特定の消費者に対しパーソナライズされる、インターフェースと、

前記携帯メディア・プレーヤーが前記ホスト・デバイスとの接続から切断されたときに、前記携帯メディア・プレーヤーが前記プレーリストにおける前記メディア・コンテンツをレンダリングすることを可能にするために、前記プレーリストをキャッシュするように構成されたキャッシュと、

ユーザー・インターフェースであって、該ユーザー・インターフェースにより前記特定の消費者が、前記メディア・コンテンツを再生し、前記メディア・コンテンツの友人からのレビューを読み、前記プレーリストにおいて予め設定されたナビゲーション・ポイントまで順方向または逆方向にナビゲートするためのナビゲーション・コマンドを入力できるようにし、前記特定の消費者により嫌いなものとしてスキップされた前記プレーリスト中のメディア・コンテンツが前記特定の消費者が嫌いなものとして特定され、該ユーザー・インターフェースが、前記特定の消費者が前記プレーリスト中のメディア・コンテンツをどのくらい頻繁にスキップできるか制限を課す、ユーザー・インターフェースと、
を含む、携帯メディア・プレーヤー。

【請求項7】

請求項6記載の携帯メディア・プレーヤーにおいて、前記ホスト・デバイスは、PC、ゲーム・コンソール、セット・トップ・ボックス、またはネットワーク・アクセス・ポイントのうちの1つを含む、携帯メディア・プレーヤー。

【請求項8】

請求項 6 または 7 に記載の携帯メディア・プレーヤーにおいて、前記プレーリストは、線形プログラミング・シーケンスと、前記メディア・コンテンツに関係したメタデーターとを含み、前記メタデーターは、前記特定の消費者の友人からの前記メディア・コンテンツのレビューを含む、携帯メディア・プレーヤー。

【請求項 9】

請求項 6 から 8 のいずれかに記載の携帯メディア・プレーヤーであって、該携帯メディア・プレーヤーが、PDA、スマート・フォン、移動体電話機、MP3プレーヤー、マルチメディア・プレーヤー、ゲーム・デバイス、またはハンドヘルド・コンピューターのうちの 1 つを含む、携帯メディア・プレーヤー。

【請求項 10】

請求項 6 から 9 のいずれかに記載の携帯メディア・プレーヤーにおいて、前記インターフェースは、有線インターフェースまたはワイヤレス・インターフェースのうち 1 つを含む、携帯メディア・プレーヤー。

【請求項 11】

請求項 6 から 10 のいずれかに記載の携帯メディア・プレーヤーにおいて、前記メディア・コンテンツは、オーディオ・コンテンツまたはビデオ・コンテンツのうちの少なくとも 1 つを含み、前記オーディオ・コンテンツは音楽、オーディオ・ブック、ポッドキャスト、ニュース・コンテンツ、またはコメントリー・コンテンツのうちの 1 つ以上を含み、前記ビデオ・コンテンツは、テレビジョン番組、音楽ビデオ、ビデオ・クリップ、ムービー、またはフィーチャー映画のうちの 1 つ以上を含む、携帯メディア・プレーヤー。

【請求項 12】

請求項 6 から 11 のいずれかに記載の携帯メディア・プレーヤーにおいて、該携帯メディア・プレーヤーは、

前記特定の消費者に特定の情報を収集し、前記情報が、前記携帯メディア・プレーヤー上のメディア・コンテンツと、前記特定の消費者が消費するメディア・コンテンツに基づく前記特定の消費者の好き嫌いを含み、

前記情報を、前記メディア・コンテンツ・サービスにネットワークを介して送るために前記ホスト・デバイスに提供する、

ように構成された、携帯メディア・プレーヤー。

【請求項 13】

メディア・コンテンツと相互作用するため携帯メディア・プレーヤーによって実行される方法であって、

ホスト・デバイスとの接続を作るステップと、

プレーリストの形態に配列されたメディア・コンテンツを前記ホスト・デバイスから受信するステップであって、前記プレーリストが、ユーザーのコミュニティによりアクセスされるメディア・コンテンツ・サービスによりプログラムされ、ユーザーの前記コミュニティにおける活動と、特定の消费者的活動と、前記特定の消费者的ソーシャル・グラフ内における前記メディア・コンテンツ・サービスの他の消費者であって前記特定のユーザーにより友人として特定されかつ前記特定の消費者を友人として特定した他の消费者的活動に基づいて、前記特定の消費者に対し前記プレーリストがパーソナライズされる、ステップと、

前記プレーリストを前記携帯メディア・プレーヤーにキャッシュするステップと、

前記携帯メディア・プレーヤーが前記ホスト・デバイスとの接続から切断されたときに前記携帯メディア・プレーヤーにユーザー・インターフェースをレンダリングするステップであって、該ユーザー・インターフェースにより前記特定の消費者が、前記メディア・コンテンツを再生し、前記メディア・コンテンツの友人からのレビューを読み、前記プレーリストにおいて予め設定されたナビゲーション・ポイントまで順方向または逆方向にナビゲートするためのナビゲーション・コマンドを入力できるようにする、ステップと、

スキップされた前記プレーリスト中のメディア・コンテンツを前記特定の消費者が嫌いなものとして特定するステップと、

前記特定の消費者が前記プレーリスト中のメディア・コンテンツをどのぐらい頻繁にスキップできるかを制限するステップと、
を含む方法。

【請求項 14】

請求項 13 記載の方法であって、さらに、

前記特定の消費者に特定の情報を収集するステップであって、前記情報が、前記携帯メディア・プレーヤー上のメディア・コンテンツと、前記特定の消費者が消費するメディア・コンテンツに基づく前記特定の消費者の好き嫌いを含む、ステップと、

前記メディア・コンテンツ・サービスへネットワークを介して送るために、前記情報を前記ホスト・デバイスに提供するステップと、

を含む、方法。

【請求項 15】

請求項 13 または 14 に記載の方法において、前記プレーリストにプログラムされる前記メディア・コンテンツは、ユーザーの前記コミュニティに関する統計に応答する、方法。

【請求項 16】

請求項 13 から 15 のいずれかに記載の方法であって、さらに、前記プレーリスト内の前記メディア・コンテンツに関連したメタデーターを前記ホスト・デバイスから受けるステップを含み、前記メタデーターは、前記特定の消費者の友人からの前記メディア・コンテンツのレビューを含む、方法。

【請求項 17】

請求項 13 から 16 のいずれかに記載の方法において、前記プレーリストを前記ホスト・デバイスから受信することは、前記特定の消費者と前記メディア・コンテンツ・サービスとの間の使用条件に従う、方法。

【請求項 18】

請求項 17 記載の方法において、前記使用条件は、
広告に基づくビジネス・モデル、
加入に基づくビジネス・モデル、
のうち少なくとも一方をサポートする、方法。

【請求項 19】

請求項 17 記載の方法において、前記使用条件は、
前記メディア・コンテンツの一人以上の所有者との使用許諾条件、
前記プレーリストにおけるメディア・コンテンツのうち 1 つ以上のコンテンツに適用可能なデジタル権利管理制限、
のうち少なくとも一方をサポートする、方法。

【請求項 20】

請求項 17 記載の方法において、前記使用条件は、
前記特定の消費者が申し込むプレーリストの数に対する制限、
前記携帯メディア・プレーヤーに配信されるプレーリストの数に対する制限、
のうち少なくとも一方を含む、方法。